

取締役会規程

2021年5月24日



2006年08月01日制定

2016年02月16日 改定

2018年02月07日 改定

2021年05月24日 改定

前文

取締役会は、急変する環境下でSKマテリアルズ株式会社（以下「会社」という。）の生存を確保し、持続的な進化・発展を通じて企業価値を高めるため、会社の定款前文に反映された経営哲学を下記の通り経営活動の根幹に据えて実践する。

【経営基本理念の実行】

取締役会は、会社の経営哲学を具体的に実現するための実践方法を開発し、これを持続的に発展させていくようにする。

取締役会は、会社の経営哲学を経営活動の根幹に据え、これを実践することによりSK固有の企業文化が維持、発展できるようにする。

取締役会は、SKブランドの価値を保存し発展させられるブランドの保有及び管理方を策定し実行するようにする。

取締役会は、SKブランドの価値と企業文化の維持、発展のため、必要な場合、SKブランドと企業文化をともに使用する他会社との相互協力方を策定し実行するようにする。

第1章 総則

第1条 [目的]

この規程は、会社の取締役会の構成と運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 [構成]

- ① 取締役会は、代表取締役を含む株主総会で選任された取締役の全員をもって構成する。
- ② 会社は、取締役会の傘下に委員会（以下「傘下委員会」）を置くことができる。
- ③ 前項の傘下委員会の構成、権限、運営などに関する細部事項は、傘下委員会の規程及び運営指

針に従う。

- ④ 取締役会に取締役会と傘下委員会の事務を処理するために幹事を置き、幹事は代表取締役が別途指定しない場合は取締役会業務の主務部署長とする。

第3条 [議長]

- ① 取締役会の議長は、取締役の互選により代表取締役を選任し、取締役会の全ての会議を主宰する。
- ② 議長にその職務を行えない事情があるときは、議長の指定した取締役が職務を代行し、議長の指定した取締役がいない場合には取締役会において職務を代行する取締役を決める。

第2章 取締役会の招集

第4条 [会議場所など]

- ① 取締役会は、会社本店または取締役会の招集権者が指定するその他の場所で開催する。
- ② 取締役会は、取締役の全部または一部が直接会議に出席せず、取締役全員が音声を送受信する通信手段により決議に参加することを許容することができ、この場合に当該取締役は取締役会に直接出席したものとみなす。傘下委員会についても、これと同様とする。

第5条 [招集]

- ① 定時取締役会は原則として毎月1回開催し、随時臨時取締役会は必要に応じて開催できる。
- ② 取締役会議長は、必要または妥当であると認められる事由があるときに取締役会を招集する。
- ③ 取締役は、取締役会議長に議案と事由を明確にして取締役会の招集を請求することができる。取締役会議長が正当な事由なく取締役会の招集をしないときは、取締役会の招集を請求した取締役は取締役会を招集することができる。

第6条 [招集通知]

- ① 取締役会の招集通知は、取締役会議長または取締役会議長の指名した取締役の指示に従って取締役会幹事が、会議の日時・場所及び会議の目的たる事項を取締役会の審議に必要な情報及び資料とともに、会議日の7日前までに通知するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、会議日の前日までに通知することができる。
- ② 前項の招集通知は、各取締役に文書、電子文書または口頭によりできる。

- ③ 取締役会は、本条第1項の会議の目的たる事項に関してのみ議決できる。
- ④ 取締役会は、取締役及び監査役の全員の書面同意があるときは、本条第1項の手順によらず開催することができる。

第7条 [議案の提出]

- ① 取締役会議案とその提案理由（本規程第6条第1項に規定される「必要な情報及び資料」を含む。）は、各取締役が作成し、少なくとも取締役会開催日の10日前までに取締役会幹事に、これを提出しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合は、かかる取締役は取締役会幹事と協議してこの期間を短縮することができる。
- ② 幹事は、前項の議案が受け付けられたときは、法的事項及び文言を検討したうえでこれを取締役に付議する。

第3章 取締役会決議事項

第8条 [株主総会、取締役会及びその他経営支配構造に関する事項]

- ① 株主総会の招集及び付議案件の採択
- ② 株主名簿の閉鎖と基準日の指定
- ③ 株主提案の審議及び株主総会への付議に対する決定
- ④ 代表取締役、各自代表取締役または共同代表取締役の選任
- ⑤ 代表取締役にその職務を行えない事情があるとき、取締役会及び株主総会を主宰する取締役の順位の設定
- ⑥ 取締役会の延期・続行の決議
- ⑦ 傘下委員会の構成、設置、運営に関する事項及び各傘下委員会委員の選任・解任
- ⑧ 必要に応じて、各傘下委員会の決議事項に対する再決議
- ⑨ 社外取締役制度に関する事項
- ⑩ 支配人の選任・解任
- ⑪ 名義書換代理人の選任
- ⑫ 株主代表訴訟における訴訟参加
- ⑬ 支店の設置、移転または廃止
- ⑭ 定款の変更

- ⑮ 取締役会規程の制定・改廃
- ⑯ <削除>
- ⑰ この規程の前文に定められた経営基本理念を実行するための会社経営管理体系の確立・修正
- ⑱ 企業支配構造憲章の制定・改定

第9条 [投資及び企画管理に関する事項]

- ① 当社が発行株式総数の50%超の持分を保有する会社の設立、合併、分割、解散、株券上場及びKOSDAQ上場
 - ② 自己資本の100分の5以上の他法人に対する出資及び出資持分の処分
 - ③ 自己資本の100分の5以上の資産の取得
 - ④ 自己資本の100分の5以上の新規施設への投資、施設の増設または別途工場の新設
 - ⑤ 会社の合併・分割などに関する事項
 - ⑥ 会社の解散及び会社の継続
 - ⑦ 自己資本の100分の5に該当する金額を超える営業の譲受又は譲渡
- ただし、次の各目の1に該当する事項については、出席取締役の3分の2以上の賛成がなければならない。
1. 譲受又は譲渡しようとする営業部門の資産額が直近の事業年度における会社資産の総額の100分の10以上である営業の譲受又は譲渡
 2. 譲受又は譲渡しようとする営業部門の売上高が直近の事業年度における会社の売上高の100分の10以上である営業の譲受又は譲渡
 3. 営業の譲受によって買収する負債額が直近の事業年度における会社の負債総額の100分の10以上である営業の譲受
 4. 営業全部の譲受
 5. 営業全部の賃貸又は経営委任、他人と営業の損益全部を共有するとする契約及びその他これに準ずる契約の締結、変更又は解約

第10条 [会計及び財務管理に関する事項]

- ① 財務諸表（連結財務諸表を含む。）及び営業報告書その他会社の財務状態と経営成果を表すものであって、商法施行令で定める書類の承認
- ② 中間配当、株式配当
- ③ 準備金の資本組み入れ
- ④ 新株の発行

- ⑤ 定款に基づく株主以外の者に対する新株発行に関する事項
- ⑥ 失権株及び端株の処理
- ⑦ 資本の減少
- ⑧ 株式の額面分割及び併合
- ⑨ 自己株式の取得及び処分、またはこれを目的とする信託契約などの締結・解除
- ⑩ 株式の包括的交換、株式の包括的移転
- ⑪ 社債の発行（代表取締役が社債の金額と種類を定め、1年を超えない期間内に社債を発行することを委任できる。）
- ⑫ 転換社債、新株引受権付社債、利益参加型社債、交換社債など特殊社債の発行事項の決定
- ⑬ 10億ウォンを超える贈与または寄付。ただし、台風、洪水、火災、地震など天災地変による緊急救護の提供及び「社会福祉共同募金会法」に基づく寄付については、先執行事後報告できる。
- ⑭ 会社の主要な資産の担保提供又は処分。ただし、会社の主要な資産とは帳簿価額又は鑑定評価額が自己資本の100分の5以上である資産をいう。
- ⑮ 自己資本の100分の5以上の国内外の借入契約（1年以内の短期借入は除く。）及び自己資本の100分の5以上の他人のための債務保証
- ⑯ 自己資本の100分の5以上の債務免除又は買収
- ⑰ 自己資本の100分の5以上の金銭の仮払い及び金銭・証券の貸付
- ⑱ 利益配当限度内での株式消却
- ⑲ 内部会計管理規程の制定・改定

第11条 [人事及び組織管理に関する事項]

- ① 株式購入選択権（ストックオプション）の付与及び付与取消
- ② 商法第398条（取締役等と会社との間の取引）に掲げる事項の取締役会の承認
- ③ 取締役の競業取引の承認及び承認していない競業取引に対する介入権の行使
- ④ 商法第397条の2（会社の機会及び資産の流用禁止）に掲げる取締役会の承認
- ⑤ 役員賠償責任保険の加入及びその他役員の責任負担に対する救済制度の導入
- ⑥ 取締役解任案の提出
- ⑦ 公正取引自律遵守管理者の選任・解任
- ⑧ 商法第542条の13（遵法統制基準及び遵法支援人）に基づく遵法支援人の任免、遵法統制基準の制定・変更
- ⑨ 役員管理規程の制定・改定

第12条 [その他主要経営に関する事項]

- ① 独占規制及び公正取引に関する法律第11条の2（大規模内部取引に対する取締役会議決及び公示）において取締役会議決事項として定めた事項
- ② 商法第542条の9（主要株主等利害関係者との取引）において取締役会承認事項として定めた事項
- ③ 産業安全保健法第14条（取締役会の報告及び承認等）に基づく会社の安全・保健に関する計画の取締役会の承認
- ④ その他法令及び定款に定められた事項、株主総会において特別に委任された事項及び代表取締役が必要と認める重要事項

第13条 [決議事項の委任事項及び報告事項]

- ① 取締役会は、法令及び定款に違反しない範囲内で、本章に示された取締役会決議事項の一部を傘下委員会にして決めさせることができる。
- ② 本章に示されていない一切の事項に関しては代表取締役がこの規程に基づき委任され、付与された権限の下、これを決定・執行する。
- ③ 代表取締役は、取締役会の定めるところにより、次の各号の事項に対する権限と責任を有する。
 1. 取締役会により決議された事項の達成、実施及び執行
 2. 取締役会の決議を要する事項以外の諸事項の決定及び執行
 3. 会社の全般的な業務執行に関する措置をとり、契約締結のための署名又は記名捺印をし、会社を代表して約定をする行為
 4. 役員・社員に対する順次的な権限の再委任
 5. 下記事項に関する取締役会への報告
 - イ. 年間経営計画
 - ロ. 四半期経営実績
 - ハ. 定期役員人事及び組織改編
 - ニ. 取締役会が代表取締役に社債の発行を委任した場合、その執行結果
 - ホ. ESG政策の立案・履行
 - ヘ. その他代表取締役または取締役会議長が必要と判断する事項
- ④ 内部会計管理者は、内部会計管理制度の運営実態を取締役会及び監査役に年1回報告し、監査役は、内部会計管理制度の運営実態を評価し、取締役会に年1回報告する。
- ⑤ 公正取引自律遵守管理者は、公正取引自律遵守プログラムの運営実績及び計画を取締役会に年1回以上報告することができる。

メモ 포함[choi1]:

실제 법문과 조항 번호가 다릅니다

독점규제 및 공정

[시행 2023. 6. 20.]

나. 정관 변경

다. 그 계열회사의 다른 회사로의 합병, 영업의 전부 또는 일부의 양도를 하는 경우를 제외한다.

권행 제26조(대규모내부거래의 이사회 의결 및 공시)

규생 단(이하 한다)에 속하는 국내 회사는 특수관계인(국

인을 위하여 대통령령으로 정하는 규모 이상의 다른

려는 경우에는 미리 이사회의 의결을 거친 후 공시

결을 거친 후 공시하여야 한다.

- ⑥ 遵法支援人は、遵法統制基準の遵守状況を点検し、その結果を年1回取締役会に報告しなければならない。

第4章 取締役会の審議議決

第14条 [関係人の出席]

- ① 取締役会は、案件審議に関連して必要ある場合は、取締役会構成員以外の役員・社員、外部人などを出席させ、案件に関する説明または意見を聴くことができる。
- ② 取締役及び監査役は、案件審議に関連して必要ある場合は、役員・社員に対して案件に関する情報の提供を求めることができる。
- ③ 取締役及び監査役は、必要に応じて会社の費用をもって外部専門家の助力を受けることができる。

第15条 [議決の採択]

- ① 取締役会の業務を処理するにおいて、取締役全員の過半数を会議の定足数とする。
- ② 取締役会において採択される全ての議決は、出席取締役の過半数の賛成をもって行う。ただし、取締役会規程第11条第2号（取締役等と会社との間の取引）及び第11条第4号（会社の機会及び資産の流用禁止）に該当する事案に対する取締役会の決議は、出席取締役の3分の2以上の数をもって行う。

第16条 [議事録等]

- ① 取締役会及び各傘下委員会の議事については、その議事の経過の要領及び採択された結果並びに反対する取締役とその反対の理由を議事録に記載し、取締役会及び傘下委員会を主宰した議長並びに会議に出席した全ての取締役及び委員がこれに記名捺印又は署名する。
- ② 幹事は、必要に応じて前項の議事録の副本を作成し、直ちに議案を提出した役員または業務上関係ある役員に送付する。
- ③ 取締役会への付議案件と議事録は、取締役会幹事がこれを保存する。

第5章 取締役

第17条【取締役の義務】

- ① 取締役は、法令及び定款に基づき、信義誠実の原則に従って善良な管理者の注意義務をもって業務を行わなければならない。
- ② 取締役は、前項に関連して、会社内の担当役員・社員より作成・提出された稟議書、通知書、報告書及び各種会計資料など及び会計士、鑑定評価士、弁護士など外部の関連専門家より提出された報告書など並びに会社内の傘下委員会の意見などを信頼し、これに依存して業務を行うことができる。
- ③ 取締役は、取締役会の事前承認がない限り、自己又は第三者の計算において会社の営業部類に属する取引が行えないものとする。取締役がこれに違反して自己又は第三者の計算において会社の営業部類に属する取引を行った場合、取締役会は、その取締役の取引が自己の計算によるものであるときは、これを会社の計算において行ったものとみなすことができる。また、第三者の計算によるものであるときは、その取締役に対してこれによる利得の譲渡を請求することができる。
- ④ 取締役は、取締役会の事前承認がない限り、同種営業を目的とする他の会社の無限責任社員又は取締役になれないものとする。同種営業を目的とする他の会社の無限責任社員又は取締役が会社の取締役に選任された場合、取締役会は、当該取締役にして他の会社の無限責任社員又は取締役の職を辞任するように求めることができる。
- ⑤ 取締役は、取締役会の事前承認がない限り、自己又は第三者の計算において会社との取引が行えないものとする。
- ⑥ 取締役は、在任中はもちろん退任後も業務の遂行に関連して知り得た会社の秘密を最善の注意を尽くして管理するし、会社の秘密を利用して自己又は第三者の利益を図ってはならない。
- ⑦ 取締役は、業務との関連の有無にかかわらず、会社の名誉・威信を毀損しないように品位を維持しなければならない。
- ⑧ 取締役が本条に定める義務を履行しなかった場合、会社は、当該取締役に對して損害賠償を請求することができる。
- ⑨ 取締役は、取締役会の事前承認がない限り、職務上知り得た若しくは会社の情報を利用した事業機会、又は会社が行っている若しくは行う事業と密接な関係がある事業機会について、自己又は第三者の利益のために利用してはならない。

第6章 監査役

第18条 [監査役の職務]

監査役は、次の各号の職務を行う。

1. 取締役と経営陣の業務執行に対する適法性監査
2. 会社の財務活動に対する健全性・妥当性監査
3. 内部統制制度（内部会計管理制度を含む。）に対する評価
4. 監査結果として是正を指摘された事項に対する措置の確認
5. 外部監査人の選任・変更・解任及び監査活動に対する評価
6. 外部監査人の非監査役務に対する事前承認
7. 外部監査人による会社の会計処理基準違反事実に関する調査報告の受領、及び代表取締役への是正措置の要求
8. その他関係法令及び定款に定める事項の遂行

附則（2016.02.16）

第1条（施行日） この規程は、取締役会が承認した2016年2月16日より施行する。

附則（2018.02.07）

第1条（施行日） この規程は、取締役会が承認した2018年2月7日より施行する。

附則（2021.05.24）

第1条（施行日） この規程は、取締役会が承認した2021年5月24日より施行する。